

「高度外国人材の受入れに関する政策評価」の結果に基づく意見の通知(概要)

背景・調査の趣旨等

[通知日:令和元年6月25日 意見通知先:法務省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省]

- ◆ 第4次産業革命の下での熾烈なグローバル競争に打ち勝つためには、優秀な外国人材について、より積極的な受入れを図り、イノベーションを加速し、我が国経済全体の生産性を向上させることが重要であるとされ、以下の成果目標(KPI)を設定

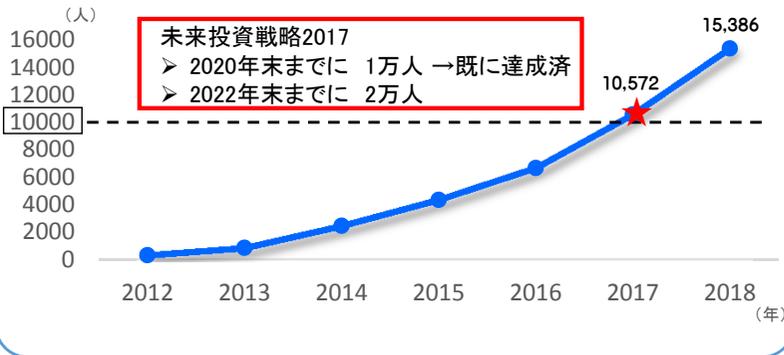
2020年末までに1万人、2022年末までに2万人の高度外国人材の認定

(未来投資戦略2017)

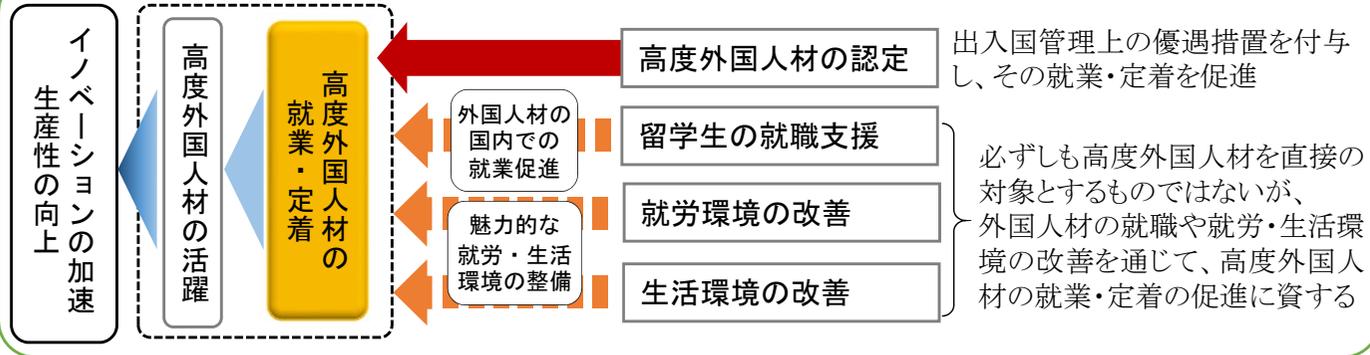
- ◆ 本政策評価では、①成果目標(KPI)の達成状況の把握
②どのような人材が高度外国人材として認定されているか分析
③国内の企業・外国人材・留学生に対しヒアリングを行い、就労環境や生活環境などについて実態や意見を把握

(注)外国人材を雇用している企業55社、企業や大学で勤務する専門性の高い外国人材314人、14大学の留学生61人にヒアリングした。

認定件数の推移



政策の体系のイメージ



評価の結果

◆ 政策全体の進捗状況 ⇒ 一定程度進展

- ・ 高度外国人材の認定件数は、目標値(2020年末までに1万人)を達成しており、更なる目標値(2022年末までに2万人)の達成に向けて認定件数は増加している
- ・ 認定された者のほとんどは、引き続き我が国で就業を続けており、定着が進んでいる
- ・ ヒアリングした外国人材の多くは、日本の就労環境・生活環境についておおむね満足

◆ その上で、外国人材の実態やニーズを踏まえ、関係施策を推進することが適当

- ・ 専門性の高い外国人材の中でも、高度人材ポイント制が十分に知られていない状況あり
- ・ 積極的な就職支援の取組を行っている大学がある一方、日本語能力が不十分な留学生の就職支援に苦慮している大学あり
- ・ 外国人材の多くは、就労環境に課題があると認識。外国人材の活用事例集の企業の認知度は高くない
- ・ 外国人材の多くは、生活環境の改善のために公的支援が必要と認識。地方公共団体の中には、他の地方公共団体が行う取組に係る情報の周知・共有を望む意見あり

意見

- ◇ 高度人材ポイント制の一層の周知 (法務省)
- ◇ 大学・大学院の留学生の効果的な就職支援の推進 (文部科学省)
- ◇ 企業が外国人材を受け入れるための就業環境の整備の促進 (厚生労働省、経済産業省)
- ◇ 外国人の生活環境改善に係る効果的な取組の収集・提供等による地方公共団体への支援 (総務省、法務省)

1. 高度外国人材の認定

政策評価書 P15



高度人材ポイント制とは

高度な能力や資質を持つ外国人材を対象に、「学歴」、「職歴」、「年収」といった項目ごとにポイントを設け、その合計が70点に達する等の要件に該当した外国人を「高度外国人材」と認定し、出入国管理上の優遇措置を付与

高度外国人材（高度人材ポイント制で認定を受けた者）の実態

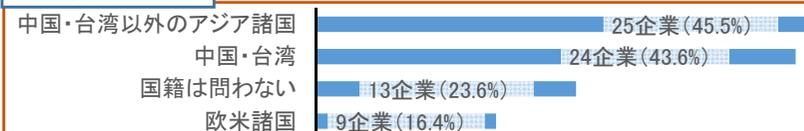
10,572人の分析結果（注）学歴、専攻分野、年収については無作為抽出した500人の分析結果

- 66.1%が中国出身【①】で、男性が69.7%、認定時の平均年齢は32.7歳、76.1%が首都圏に在住【②】
- 77.4%は最終学歴が大学院【③】、自然科学専攻が64.0%
- 86.6%の者は他の就労資格での在留を経て認定【④】
中でも、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を経て認定された者が75.2%【⑤】
- 平均年収は757.7万円
- 2017年12月末現在、83.6%の者が高度外国人材として国内で継続的に活動【⑥】

企業の採用ニーズ

企業ヒアリング結果では、アジア諸国出身の理工系の留学生を中心に、高い学歴・専門性を有する外国人材を長期雇用することについて一定のニーズあり

出身国・地域



専攻分野



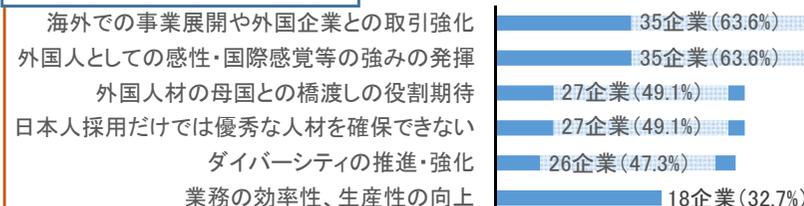
新卒・中途採用



勤務期間

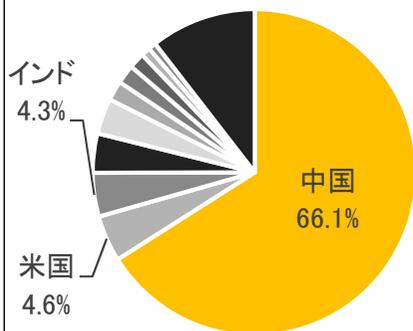


外国人材を求める理由

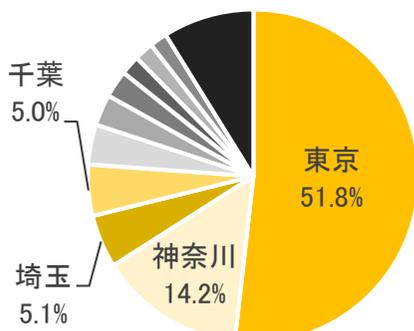


(注) 複数の理由を挙げた者はそれぞれに計上した。

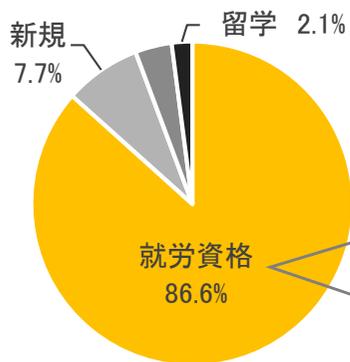
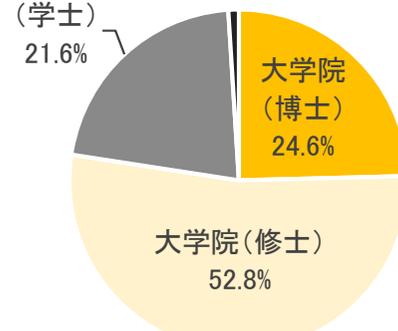
①国籍・地域別



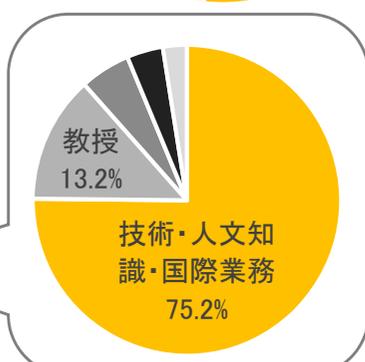
②所在地別



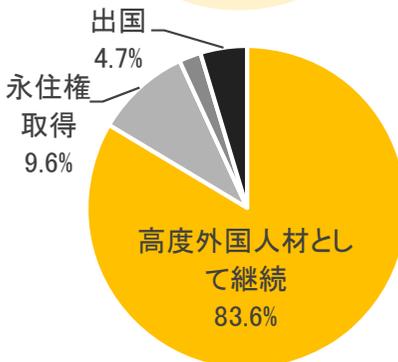
③学歴別



④直前の在留資格等



⑤就労資格内訳



⑥高度外国人材のその後

高度外国人材（高度人材ポイント制で認定を受けた者）の実態（～ヒアリングした高度外国人材の人物像の例～）



- ・ 30代で来日し、日本語学校を経て、日本の大学院で博士号（医工学）を取得
- ・ 大学で研究員として勤務した後、専門分野の能力をいかせる現在勤務する企業（製造業）に就職し、技術開発の業務を担当

韓国出身、45歳、男性



- ・ 海外の大学院で修士号（情報管理）を取得後来日し、技術系人材派遣会社で6年勤務
- ・ その後、現在勤務する企業でSEとしてパッケージ製品開発の主要メンバーとなり製品の設計・開発を担当

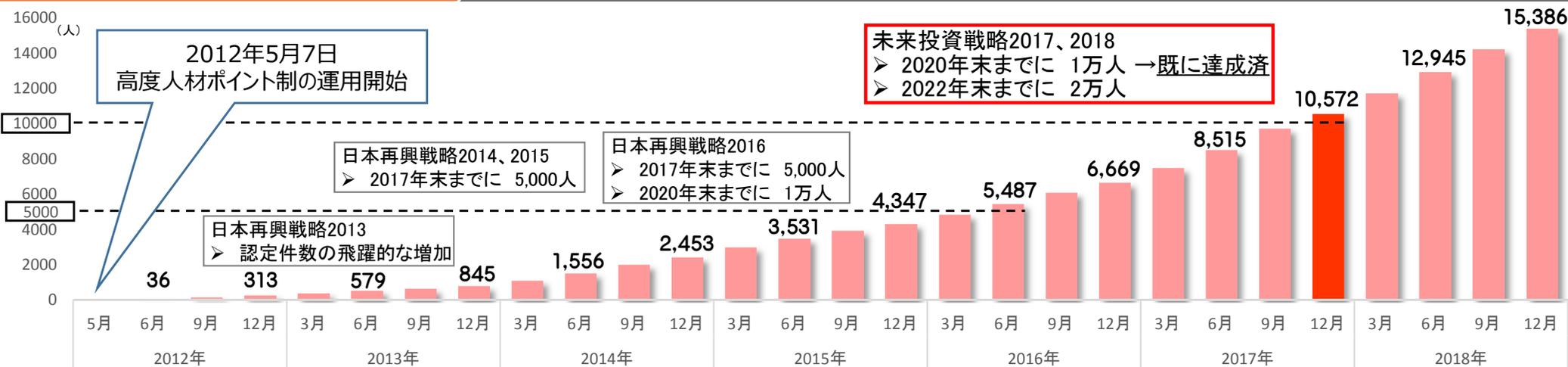
中国出身、36歳、女性



- ・ 20代で日本の大学・大学院に留学し、博士号（電子システム）を取得後、帰国
- ・ その後、現在の企業（製造業）で働くため来日し、現在は高周波回路の設計等を担当
- ・ 日常的な場面での日本語はある程度理解できる

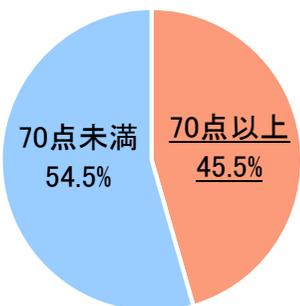
イラン出身、38歳、男性

高度外国人材の認定件数推移



高度人材ポイント制の試算結果

ヒアリングした外国人材（高度外国人材でない257人）のうち、高度人材ポイント制の認定の基準となる70点に達する者が45.5%。その約半数が「高度人材ポイント制をよく知らない」と回答



高度人材ポイント制の申請をしていない理由

- よく知らない(49.6%)
- メリットがない(21.4%)
- 70点以上あると思わなかった(18.8%)
- 永住権を取得又は取得予定(16.2%)

(注) 複数の理由を挙げた者はそれぞれに計上した。

意見

更なる高度外国人材の認定を図るため、専門性の高い外国人材の中でも高度人材ポイント制が十分知られていない状況を踏まえ、関係業界・大学の所管省庁の協力を得ながら、高度人材ポイント制の一層の周知を図る必要あり

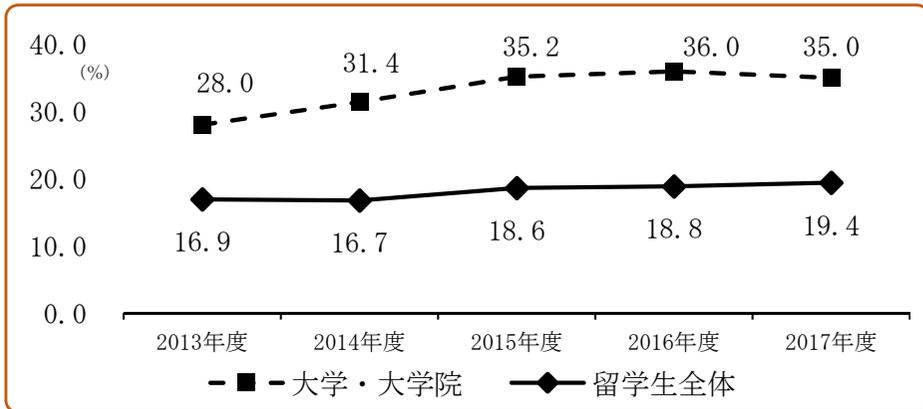
(法務省)

2. 留学生の就職支援

政策評価書 P60

留学生の国内就職状況

- ▶ 大学・大学院の留学生の7割が国内企業への就職を希望
- ▶ 一方、大学・大学院の留学生の就職率は35%



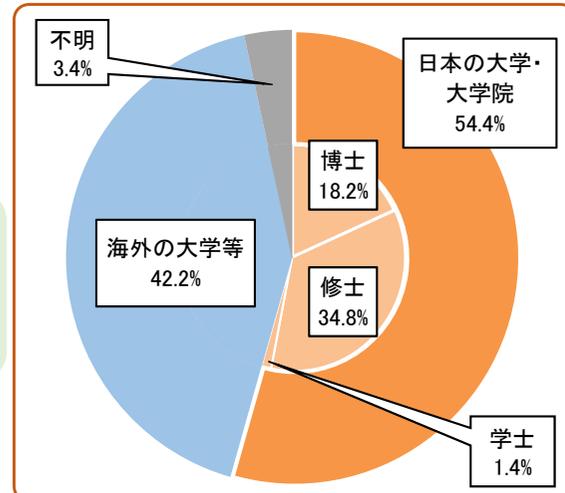
(注) (独)日本学生支援機構の調査結果を基に、当省が作成した。

高度外国人材の最終学歴

- ▶ 最終学歴が日本の大学・大学院である者は54.4%(大学院53.0%)

日本の大学・大学院の留学生は、高度外国人材の大きな供給源【高度外国人材の卵】

- ▶ 高度外国人材の就業・定着の促進には、大学・大学院(特に大学院)の留学生への効果的な就職支援が重要



(注) 高度外国人材500人を対象とした。

ヒアリング結果(留学生の就職活動における課題)

- ▶ 留学生の就職活動には、①企業に外国人材の採用意思があるか分からない、②日本の就職活動のルールが分からない、③就職に必要な日本語能力が不足しているなど、留学生固有の課題あり

留学生等の認識する課題(上位3位)

企業等に外国人を採用する意思があるのか分からない	114人(43.8%)
日本の就職活動のルールが分からない	90人(34.6%)
日本語による適性試験や能力試験が難しい	72人(27.7%)

(注)1 企業で勤務する外国人材(232人)及び大学・大学院に在籍する就活経験留学生(28人)を対象とした。
2 複数の課題を挙げた者はそれぞれに計上した。

企業の認識する課題(上位3位)

求める日本語能力を有する外国人材が少ない	17企業(30.9%)
在留資格の変更手続きなどに手間が掛かる	16企業(29.1%)
外国人材の能力判定が難しい	14企業(25.5%)

(注)1 外国人材を雇用する企業(55企業)を対象とした。
2 複数の課題を挙げた者はそれぞれに計上した。

大学による就職支援(留学生の日本語能力の向上)

調査大学の中には、留学生に対し、就職活動等で必要となる日本語能力向上を目的とした様々な日本語講座を開設するなどの積極的な取組例あり

一方、「日本語教育を行っているが上達しない」「日本語による面接等で苦労し内定をもらえない」など、日本語能力が不十分な留学生の就職支援に苦慮する意見あり

特に大学院の留学生は、学部生に比べ日本語を習得するための時間が少ないなどの理由から国内就職が困難

意見

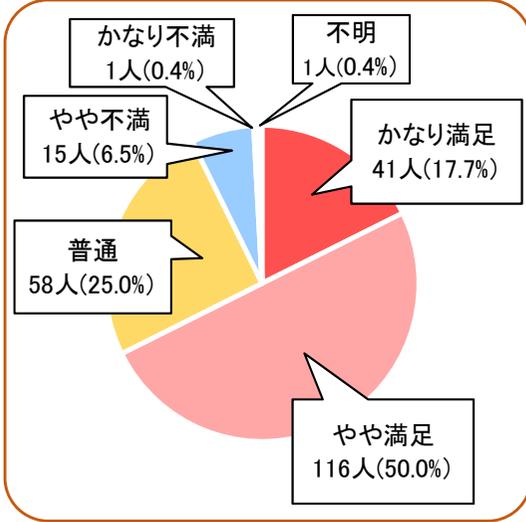
大学・大学院の留学生の就職活動上の課題を踏まえた積極的な就職支援の取組をより多くの大学に展開するなど、効果的な就職支援を推進する必要あり
その際、大学院の留学生の就職活動上の課題を踏まえた支援が行われるよう留意する必要あり

(文部科学省)

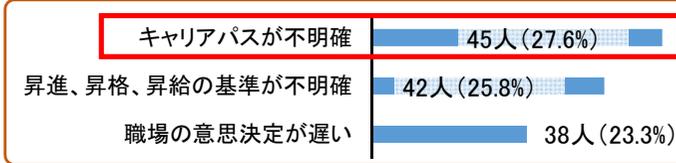
ヒアリング結果（外国人の就労環境における課題）

- 外国人材の7割が日本の就労環境におおむね満足しており、今後10年以上の勤務を希望する者は6割。他方、外国人材の7割と企業の6割が、日本の就労環境に課題があると認識しており、「キャリアパスが不明確」とする意見が外国人材・企業ともに最多
- 外国人材に対し、認識する課題について現在の勤務先の対応状況を聴取したところ、「何も対応していない」とするものが最多

日本の就労環境の満足度



外国人材の認識する課題（上位3位）



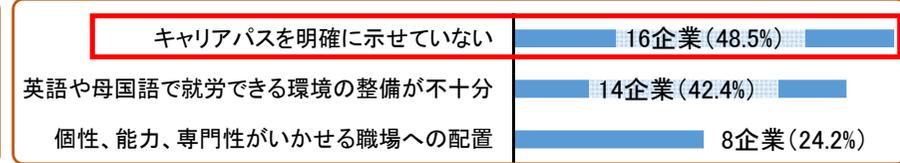
(注)1 就労環境に課題があると認識する163人を対象とした。
2 複数の課題を挙げた者はそれぞれに計上した。

ヒアリングしたAさん



昇進、昇格等の基準やキャリアパスについて、これまで特に示されたことはありません。

企業の認識する課題（上位3位）



(注)1 就労環境に課題があると認識する33企業を対象とした。
2 複数の課題を挙げた者はそれぞれに計上した。

外国人材が認識する所属企業の対応（上位3位）



(注)1 就労環境に課題があると認識する163人を対象とした。
2 複数の対応を挙げた者はそれぞれに計上した。

就労環境の活用事例集

厚生労働省と経済産業省は、外国人材を活用する企業の優れた取組事例について、事例集等を作成

上記の課題などに取り組む企業の外国人材の活用事例や、外国人材を始めとする多様な人材の能力をいかす経営に取り組む企業の事例を掲載

厚生労働省	経済産業省
「高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために～雇用管理改善に役立つ好事例集～」等	「新・ダイバーシティ経営企業100選ベストプラクティス集」
企業の認知度 18.2%	企業の認知度 41.8%

ヒアリング結果によれば、これら事例集を知っている企業の7割から「役立っている」との評価がある一方、認知度自体は必ずしも高くない

当社では、外国人材の在留資格関係手続等を自社スタッフが行っているため、活用事例集に掲載されている情報が参考となり、役立っています。

ヒアリングしたB企業



意見

外国人材や企業が様々な就労環境上の課題を認識していることを踏まえ、就労環境の改善に取り組む企業事例の一層の周知を図るなど、引き続き企業が外国人材を受け入れるための就労環境の整備を促す必要あり

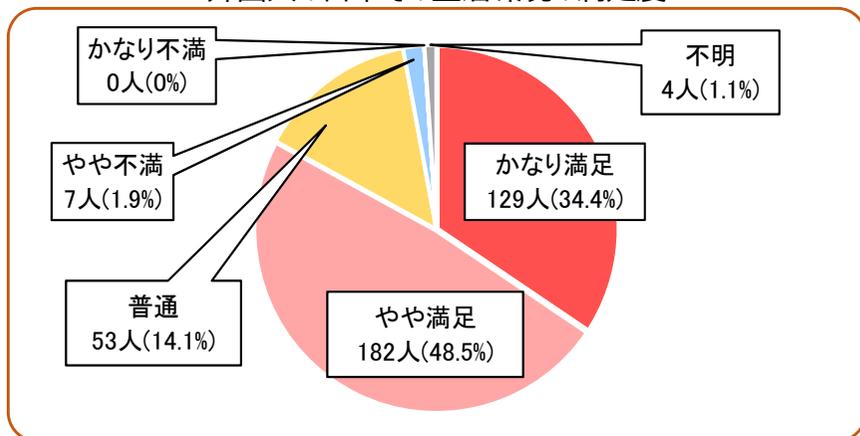
（厚生労働省、経済産業省）

4. 生活環境の改善

政策評価書 P101

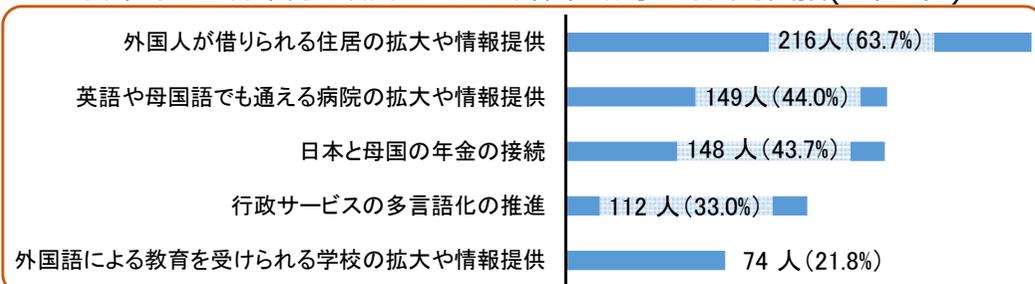
ヒアリング結果（外国人の生活環境における課題）

外国人の日本での生活環境の満足度



- 外国人（外国人材及び留学生）の8割が日本での生活環境におおむね満足
- 他方、外国人の9割が日本での生活環境の改善のために、公的支援が必要と認識しており、「住宅」（6割）、「医療」（4割）に関する情報提供等の支援や「行政サービスの多言語化の推進」（3割）が必要との声が多い
- 企業も7割が日本での外国人の生活環境の改善のために、公的支援が必要と認識しており、「住宅」（6割）、「医療」（5割）、「災害情報」（4割）に関する情報提供等や「行政サービスの多言語化の推進」（6割）が必要との声が多い

日本での生活環境の改善のために、外国人が求める公的支援(上位5位)



(注)1 生活環境の改善のための公的支援を求める339人を対象とした。
2 複数の公的支援を挙げた者はそれぞれに計上した。

日本での外国人の生活環境の改善のために、企業が求める公的支援(上位5位)



(注)1 生活環境の改善のための公的支援を求める38企業を対象とした。
2 複数の公的支援を挙げた企業はそれぞれに計上した。

地方公共団体の取組

年中無休の電話医療通訳サービスの提供や外国人向けの暮らしの専用サイトの開設など（次頁参照）、積極的な地方公共団体がある一方で、更なる取組の余地がある地方公共団体もあり、その対応に温度差あり

調査した地方公共団体の中には、他の地方公共団体が行う取組に係る情報の周知・共有を望む意見あり

意見

外国人の生活環境改善に係る効果的な取組の収集・提供等により、地方公共団体を支援していく必要あり
(総務省、法務省)

※ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(2018年12月25日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議)では、外国人との共生社会の実現に向け、「生活者としての外国人に対する支援」として、地域における多文化共生施策を含む多岐にわたる施策を政府全体として推進していくこととされている。

生活環境の改善に関する意見・実態と地方公共団体の積極的な取組例

住宅



役所や不動産会社から住む家の情報が欲しい！

外国人が入居できる家が少ないほか、家を借りるときに保証人を求められることが多いので、外国人が希望する家に住むことが難しい！

県が事務局として運営している協議会（構成員は、神奈川県、横浜市、川崎市、不動産業界団体、国際交流協会、NPO等）では、多言語による住まいの相談対応や通訳ボランティアの派遣等を行っている「かながわ外国人すまいサポートセンター」の支援、広報活動、相談対応スタッフや通訳ボランティアの研修等を実施【神奈川県】

政策評価書P115

医療



英語が通じる病院が少ないので、医者に説明するのに苦労した

外国人が通える病院の情報を余り見たことがないので、情報提供を充実させてほしい！

医療通訳の派遣や多言語による24時間365日の電話通訳サービス・医療に関する案内サービス（日本の医療保険制度や外国人対応が可能な医療機関を案内）を福岡市との共同事業で実施【福岡県】

政策評価書P119

外国語による対応が可能な病院等の情報をリスト化し、多言語に翻訳したものをホームページに掲載【北海道】

政策評価書P119

行政サービス



役所の文書は日本語でしか書かれていないので、外国人はすぐに理解できない

扶養手当等の行政手続書類が外国人にとって分かりやすくなればいいのに・・・

外国人が様々な暮らしの情報を入手し、生活に役立ててもらうために、専用サイトを開設し、県や県内市町等が多言語化した様々な行政情報を分野別（生活、防災・安全、子育て、医療・福祉、外国人相談窓口）にまとめて掲載【広島県】

政策評価書P123

多言語対応可能な年中無休のコールセンターで、外国人住民等からの市の業務や生活情報に関する問合せ等にも対応【札幌市】

政策評価書P126

教育



調査対象市区村管内の日本語指導が必要な外国人児童・生徒の2割が日本語指導を受けていない

外国人児童・生徒が在籍する学校の日本語指導ができていない理由として、「日本語指導を行う指導者がいない」が半数

日本語指導が必要な外国人児童・生徒等に対する支援を行うサポートセンターの設置や日本語指導の拠点となる小中学校の指定により、市立学校に転入する外国人児童・生徒に対して効果的な日本語指導を行う体制を整備。

日本語指導担当教員等の指導能力の向上を図るための研修会を開催【福岡市】

政策評価書P136